

徳島県選挙管理委員会告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の50分の1の数は、次のとおりである。

令和8年9月15日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

11,759人